

令和5年8月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和5年8月25日(金)午後3時30分	
会議場所	中央公民館 3階 集会室	
出席委員	出席者 教育長 立原秀一 委員 中島雅己 委員 岡田治美 委員 湯原敦子	欠席者 委員 小林和裕
委員以外の出席者	学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長、図書館長、給食センター所長、予科練平和記念館長 学校教育課長補佐、学校教育課主任、学校教育課主事	
議題	議案第33号 阿見町教育委員会規則の読点の表記を改める規則について 議案第34号 阿見町教育委員会規程の読点の表記を改める規程について 議案第35号 阿見町教育委員会告示の読点の表記を改める要綱について 議案第36号 阿見町教育委員会訓令の読点の表記を改める規程について 議案第37号 阿見町教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程について 議案第38号 令和5年度阿見町一般会計補正予算案(教育費)について 議案第39号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について 議案第40号 阿見町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示について 令和5年8月教育業務報告及び9月教育業務予定	
傍聴者	0名	
議事概要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和5年8月教育委員会定例会を開会します。 まず、会議録の確認ですが、7月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、中島委員を指名します。よろし	

事務局	<p>くお願いいたします。</p> <p>それでは審議事項に入ります。まず、議案第33号ですが、議案第37号まで関連性がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p> <p>○議案第33号 阿見町教育委員会規則の読点の表記を改める規則について</p> <p>○議案第34号 阿見町教育委員会規程の読点の表記を改める規程について</p> <p>○議案第35号 阿見町教育委員会告示の読点の表記を改める要綱について</p> <p>○議案第36号 阿見町教育委員会訓令の読点の表記を改める規程について</p> <p>○議案第37号 阿見町教育委員会教育長訓令の読点の表記を改める規程について</p> <p>資料1ページをご覧ください。現在の町の公文書は、昭和40年制定の「公文書の左横書きの実施に伴う阿見町条例の経過措置等を定める条例」や平成17年制定の「阿見町公文書作成要領」により、横書きの公文書には読点を「,(コンマ)」とするよう定めています。このコンマを「,(テン)」に見直すことが町議会9月定例会で上程されることから、教育委員会関係規則等についてもコンマをテンに改めるものです。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第33号から議案第37号までの説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第33号から議案第37号までについて承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第33号から議案第37号までについては承認されました。</p> <p>次に、議案第38号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第38号 令和5年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について</p> <p>資料6ページをご覧ください。令和5年第3回阿見町議会定例会に提出する一般会計補正予算案の教育費について記載しています。</p> <p>歳出について、教育費全体で増額補正になります。教育総務費の事務</p>

	<p>局費、中学校費の学校管理費、社会教育費の社会教育総務費・図書館費・予科練平和記念館費、保健体育費の保健体育総務費・学校給食費が増額となります。</p> <p>学校教育課としては、事務局費で職員の時間外勤務手当や会計年度任用職員の増員による報酬等のため、学校管理費で阿見中体育館消火栓配管修繕工事のために増額補正を行います。</p> <p>生涯学習課としては、社会教育総務費で高校生会関連経費や放課後児童クラブ運営の郵便料等のため、保健体育総務費で地域クラブ支援業務委託料のために増額補正を行います。</p> <p>図書館としては、図書館費で図書カードの新規購入のために消耗品費の増額補正を行います。</p> <p>給食センターとしては、学校給食費で炊飯システム保守点検委託料のために増額補正を行います。</p> <p>予科練平和記念館としては、予科練平和記念館費で館内天井照明等の点検業務と書籍の印刷製本費のために増額補正を行います。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第38号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第38号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第38号については承認されました。</p> <p>次に、議案第39号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第39号 令和5年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について</p> <p>別紙資料をご覧ください。個人情報となりますので、終了後に回収させていただきます。</p> <p>要保護及び準要保護児童生徒の認定については、阿見町就学援助規則により、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助する制度です。</p> <p>今回は令和5年度の年度途中認定分です。要保護児童生徒認定が1名、準要保護児童生徒認定2名となります。</p> <p>説明は以上です。認定をよろしくお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第39号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第39号について承認することにご異議あり</p>

	<p>ませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第39号については承認されました。 次に、議案第40号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第40号 阿見町就学援助費事務取扱要綱の一部を改正する告示について 資料9ページをご覧ください。本件は就学援助費の金額を定めた要綱の一部を改正するもので、オンライン学習通信費を加えるとともに、国の基準額が変更になった項目についても金額を修正します。 説明は以上です。承認をよろしくをお願いします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第40号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>今回、体育実技用具費にスケートが加わりましたが、これは阿見町でスケートの授業を行うということなののでしょうか。</p>
事務局	<p>阿見町で行う予定はありませんが、国の基準変更に伴い追加となりました。実態として授業がある場合、ない場合を問わずに追加しています。</p>
委員	<p>ある場合はということですね。分かりました。</p>
教育長	<p>他に質問がないようでしたら、議案第40号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第40号については承認されました。 次に、令和5年8月教育業務報告及び9月教育業務予定を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>○令和5年8月教育業務予定 1日町教頭会、定例管理職会、2日特別支援学級担当者研修会、町教務主任会、3日大相撲龍ヶ崎場所、4日町教育研究会発表会、5～6日まいあみまつり、7日第7次総合計画策定協議会、8日町長表敬訪問(弓道・陸上) 9日県教育長夏季研修会・町村教育長会会議、12～16日学校閉庁日、17日町学校運営研修会、18日町史編さん委員会、20日まほろば演芸会、23日教員評価面談、通学路交通安全プログラム会</p>

<p>教育長</p>	<p>議、24日教員評価面談、25日町長表敬訪問（柔道）、教育委員会定例会、29日町議会全員協議会、31日夏季休業終了、教員評価面談</p> <p>○令和5年9月教育業務予定</p> <p>4日町校長会、5日町議会定例会開会、町教頭会、6日町教務主任会、7日町教育支援委員会、11日民生教育常任委員会、12日町計画訪問（あさひ小）、14日予算決算特別委員会、19日町計画訪問（阿見中）、21～22日県南教育事務所長・課長訪問（各学校）、25日予科練運営協議会、26日県南教育事務所長・課長訪問（各学校）、教育委員会定例会</p> <p>ただいま事務局より、8月教育業務報告及び9月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 （その他協議事項、連絡事項については下記のとおり）</p>
<p>委員</p>	<p>ふれあい地区館の本郷・あさひ地区について、この地区は他とは違って本郷小とあさひ小の両方の児童がいます。この地域の保護者から、地域活動をするにあたっての質問がありました。</p> <p>本郷小では、子供達だけでは学区内から出てはいけないと学校で指導しているそうですが、本郷一丁目と二丁目はあさひ小学区で、三丁目は本郷小学区です。本郷区全体で何か活動をする際、場所として本郷ふれあいセンターや公会堂といった集会施設を使いますが、その多くがあさひ小学区内にあります。本郷小の児童にとって、それらの施設は学区外になりますので、保護者同伴でなければ行けないという話が出たそうです。大きな道路を挟みますので低学年のうちはその方が安全だと思いますが、高学年になっても、ちょっとした催しにも保護者同伴でないと参加出来ないというのはどうなのだろうと感じました。</p> <p>このことを先日、学校長にお話しさせていただきました。昔はそういった決まりごとがありましたが、時代によって調整も必要ですし、ダメというのではなく、安全性を保護者や地域の皆さんに説明してお願いして、地域ぐるみで子供達の安全を守りたいというお話をいただきました。大変ありがたいなと感じました。</p> <p>今、他の地域や学校ではどのようになっているのでしょうか。昔は阿見小の子供達が本郷地区に遊びに来ていた時代もありました。分かる範囲で構いませんので。</p>
<p>事務局</p>	<p>学校の決まりごとは教職員だけで決めているのではなく、保護者や子供達の意見を聞いて、学校アンケートなどで出たものを検討して決めていきます。小学校では概ね、3・4年生は自宅のある地区内で、5・6年生は学区内というように、安全面から決めている所が多いように感じます。ただ、本郷小とあさひ小は元々一つの学区でしたので、あさひ</p>

<p>委員</p> <p>教育長</p>	<p>小の方に行くことが出来ないというのは難しいということも分かります。</p> <p>基本的にはそうになっていますが、例えば河内町には小中学校は1校しかありませんので、では河内町の子供達は町内全域を移動してもいいかというところはいかないと思いますし、学校規模によっても全く違ってくると思います。保護者の意見を聞きながら決めていくべきだと思いますので、ダメだということを学校で決めているのではなく、あくまで安全性の目安としているのだと思いますので、強制力があるわけでもありません。時代の変化もありますので、保護者や子供達の意見を聞きながら決めていかなければならないものだと考えています。</p> <p>ありがとうございます。学校でこうしていこうという考えのもとに判断していくということですね。</p> <p>先日行われた通学路交通安全プログラムの会議の中でも、校長会代表から今のお話を聞きました。地域からこういった話も出ているということで、今後検討していきますという話でした。</p> <p>他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
<p>事務局</p>	<p>○次回の教育委員会 9月教育委員会定例会 令和5年9月26日(火)午後3時30分</p>
<p>閉会</p>	<p>午後4時10分</p>

議事録署名

令和 年 月 日

教 育 長 立原 秀一

委 員 中島 雅己